

ヘルスケア関連産業支援部会（補助金審査会 委員審査）について

広島県商工労働局補助金等審査会
ヘルスケア関連産業支援部会

1 会議の概要

開催日時	令和8年5月26日（火）10時00分～17時00分 5月27日（水）10時00分～17時00分
開催場所	商工総務会議室（広島県庁東館2階）
開催方法	オンライン方式を併用
出席委員名	・広島県 商工労働局 バイオ・ヘルスケア産業課長 畝智博 ・外部有識者3名（金融機関、投資会社、ヘルスケア関連企業）
議題	(1) 部会長の選任について (2) 令和8年度ヘルスケア関連産業支援事業費補助金に係る事業計画の審査について
担当部署	商工労働局バイオ・ヘルスケア産業課

2 議事要旨

(1) 部会長の選任

広島県商工労働局補助金等審査会運営要綱（以下「審査会運営要綱」という。）第3条第4項に基づき、委員の互選により、畝智博委員を部会長に選任した。

(2) 会議の公開

審査会運営要綱第7条に基づき、次の理由により、本部会の会議について一部非公開（傍聴の全部非公開、及び議事要旨の公開）とした。

（理由）

本部会においては、企業から申請のあった事業計画書を審査するため、広島県情報公開条例第10条第3号に規定する不開示情報（法人に関する情報であって公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）と認められる情報が含まれており、知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則（平成13年広島県規則第75号）第2条第1項に該当し、全部又は一部を非公開とするものに該当する。

ただし、規則第2条に定める原則公開の趣旨を踏まえて、選定に至るプロセスの透明性を確保する観点から、議事要旨を公開する。

(3) 令和8年度ヘルスケア関連産業支援事業費補助金に係る事業計画書の審査

・次の審査基準により、募集期限までに提出のあった21件について審査を行った。

申請者	評価項目				合計	採否
	1 事業の妥当性	2 事業の実現可能性	3 事業成果（本県経済への波及効果）への期待度	4 加点項目		
A	8.5	21.5	22.5	0	52.5	
B	7.3	21.0	21.0	0	49.3	
C	7.3	18.0	19.0	0	44.3	

D	12.8	24.0	32.3	1	70.0	採択
E	7.8	22.5	21.0	0	51.3	
F	10.3	25.5	31.5	1	68.3	採択
G	8.0	21.3	24.0	1	54.3	
H	8.3	21.5	21.0	0	50.8	
I	9.0	27.5	27.0	0	63.5	採択
J	9.7	28.0	29.0	1	67.7	採択
K	8.0	23.5	24.8	1	57.3	
L	9.3	23.5	26.3	0	59.0	
M	10.0	29.5	29.3	1	69.8	採択
N	11.0	24.0	28.5	1	64.5	採択
O	9.5	22.0	22.5	1	55.0	
P	10.5	23.5	26.3	1	61.3	採択
Q	10.0	26.0	24.8	0	60.8	採択
R	11.3	26.5	27.8	1	66.5	採択
S	7.0	23.0	21.8	1	52.8	
T	9.0	22.5	20.3	1	52.8	
U	7.8	20.5	22.5	0	50.8	

※点数は、4名の委員の平均点である。

・審査における、各委員からの意見は次のとおり。

申請者	意見
A	<ul style="list-style-type: none"> 新規性・独自性・競争優位性にかかる調査・整理が不十分。 経済波及効果が相対的に低い。
B	<ul style="list-style-type: none"> 競合製品と差別化できる要因が不明。 申請者の想定しているターゲットが市場にマッチしていない。
C	<ul style="list-style-type: none"> 既存製品がなぜ普及していないのかの分析が表面的。 計画の妥当性に乏しく、申請者の主体性が認められない。
D	<ul style="list-style-type: none"> 直接的な売上・雇用効果のみならず、間接的な社会参加効果なども加味すれば、相当のものが期待できる。 課題設定は明確になされており、計画についてもよく組み立てられている。一方で販売促進方法に希望的観測要素が大きい。
E	<ul style="list-style-type: none"> ややプロダクトアウト的で、顧客課題ニーズの分析や市場リサーチ等が不足している印象を受ける。 本県への経済波及効果に具体性がない。
F	<ul style="list-style-type: none"> 事業化の背景や事業計画、その効果に至る一連の整理内容は相応に妥当なものとして評価される。 開発目的が明確。また、市場の認識もされており、シェアの考え方も明確になっている。
G	<ul style="list-style-type: none"> 販売促進のための手法に対する分析が浅い。 広島県への経済波及効果・費用対効果に疑問。
H	<ul style="list-style-type: none"> 今後抜本的な売上を伸ばしていく計画としては、現状のロードマップでは不十分。 広島県への経済波及効果・費用対効果も期待値が低いと言わざるを得ない。
I	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の現状から考えてシェア獲得の可能性は高い。一方で、補助事業が商品化・事業化における課題の解決に本質的に貢献するとは言いがたい。 エコシステムの具体的な数字が示されている点はプラス。

J	<ul style="list-style-type: none"> ・優位性の高い商材を強化するためのものであり、事業の実現性は高い。 ・市場全体の伸びに対して、そのシェアを獲得する可能性が高い。
K	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助制度の主旨から少し異なっている。 ・広島県への経済波及効果に具体性がない。
L	<ul style="list-style-type: none"> ・市場規模や自社シェアの記載が不十分。 ・本県への経済波及効果や費用対効果は現時点で高いとは言えない。
M	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎マーケティングがしっかりなされており、妥当な仮説に基づく蓋然性の高い事業との印象。 ・ややプロダクトアウト的ではあるが、ノウハウに優位性があることに加え、すでに取り組みがあることから実現可能性は高いと判断する。
N	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的意義が非常に高いのみならず、本県への経済波及効果や定性効果も一定の期待が可能。 ・販売ターゲットの詰めや販売展開の計画にもう少し工夫が必要であるが、社会的な意義が高いプロジェクトであり一定の評価はできる。
O	<ul style="list-style-type: none"> ・市場ニーズへの見立てや販売計画にもやや不透明さが残る。 ・申請者の強みを生かす余地が少ない。
P	<ul style="list-style-type: none"> ・課題ニーズおよびソリューションの方向性、解決にあたっての障壁とそこへの解決方針の整理が明確である。 ・申請書の内容に疑問点や数字上の不備・矛盾が多いことから、プロジェクト体制に不安がある。
Q	<ul style="list-style-type: none"> ・課題ニーズへの適合性、価格優位性など、訴求ポイントは明確で、相応の競争力を有する。 ・ビジネスモデルで述べられている内容は一般論であり、どのようにして実現するのかのビジョンが不明瞭。
R	<ul style="list-style-type: none"> ・技術面・ビジネス面ともに相応の不確定リスクがあり、事業計画もやや不透明性が残る部分はあるが、意義や必要助成金額に照らし、十分な助成価値はあるものと考えられる。 ・課題設定が明確であり、それに対する商品の仕様がマッチしている上、申請者の事業とのシナジーが高い。
S	<ul style="list-style-type: none"> ・非常に社会的意義の高い事業ではあるが、全体的にやや計画に不透明性が残り、説得力の欠ける内容。 ・ユーザーの課題とターゲット設定にミスマッチがあるように感じる。
T	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の設定が曖昧である。 ・独自性や新規性が感じられなく、マーケット確保のエビデンスが弱い。
U	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の設定が曖昧であり、補助事業の効果を測りかねる。 ・課題とニーズがあいまいであることに加え、製品の価格設定や仕様に主体性が感じられない。

・上記の審査の結果、基準点（60点）を上回ったもののうち、予算の範囲内である次の8者（9事業）について、採択が適当であると認められた。

アヲハタ(株)、オタフクソース(株)、(株)ジェイ・エム・エス、(株)ジェイ・シー・ティ、万田発酵(株)、(株)ユニコーン、(株)ユニタック、(株)LeAILE